

障がい者支援・えべつ21プランの策定について

1 目的等

障がい者支援・えべつ21プランは、障害者総合支援法に基づく国の基本指針等に即して、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す障がい者福祉計画を基本計画とし、その施策推進に向けた障がい福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施のための障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を合わせた3計画からなる。

現計画は、いずれも令和2年度をもって計画期間が終了となることから、令和3年度からの次期3計画を一体的に策定することにより、当市における障がい者及び障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの。

2 根拠規定

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 障がい者福祉計画 | 障害者基本法第11条 |
| (2) 障がい福祉計画 | 障害者総合支援法第88条 |
| (3) 障がい児福祉計画 | 児童福祉法第33条の20 |

3 計画期間

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 障がい者福祉計画（第5期） | 令和3年度～令和8年度（6か年） |
| (2) 障がい福祉計画（第6期） | 令和3年度～令和5年度（3か年） |
| (3) 障がい児福祉計画（第2期） | 令和3年度～令和5年度（3か年） |

4 策定体制

計画案の検討、策定に向け、学識経験者、関係団体、市民など委員13名からなる障がい福祉計画等策定委員会を設置する。

【構成】

- ・学識経験者 1名（大学等）
 - ・関係団体等 10名（社会福祉協議会、障がい者団体等）
 - ・市民公募 2名
- 計13名

5 策定スケジュール（予定含む）

- | | |
|------|-------------------------------|
| 令和2年 | 6月：第1回障がい福祉計画等策定委員会開催（以降適宜開催） |
| | 9月：アンケート調査等実施 |
| | 12月：パブリックコメント |
| 令和3年 | 3月：計画案決定 |

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 法的根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画の内容について

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの体制の整備方針や地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関である中核機関の整備・運営方針等について定める。

2 計画期間について

令和3年7月（予定）～令和6年度末

3 策定の体制について

江別市成年後見支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置している江別市後見実施機関運営協議会で取り組むべき課題・方向性を検討し、計画素案の策定を行った後、江別市社会福祉審議会における協議を実施する。

また、パブリックコメントを実施し、幅広い意見聴取に努めながら策定する。

4 策定スケジュール（予定）

令和2年1月～5月：実態調査実施（江別市高齢者総合計画と一体的に実施）

8月：令和2年度 第1回江別市後見実施機関運営協議会協議

9月：実態調査実施（江別市障がい福祉計画と一体的に実施）

10月：江別市社会福祉審議会説明

9月～12月：計画内容協議

令和3年 1月：令和2年度 第2回江別市後見実施機関運営協議会協議

2月：江別市社会福祉審議会協議

3月：計画骨子決定

4月：パブリックコメント実施

6月：令和3年度 第1回江別市後見実施機関運営協議会協議

7月：計画策定

地域連携ネットワークとその中核となる機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

